

令和5年10月6日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(13時00分開会)

《採決》

◎明神委員長 これより採決を行います。今回は議案数4件で、予算議案1件、条例その他議案3件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「令和5年度高知県一般会計補正予算」について、はた委員及び中根委員から、修正案が提出されておりますので書記に配付させます。

(配付)

◎明神委員長 修正案の提出者の説明を求めます。

◎はた委員 議場に配付させていただきました。読み上げて提案とさせていただきます。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案です。

第1号令和5年度高知県一般会計補正予算の一部を次のように修正いたします。第1条中、31億3,796万4,000円を、31億3,011万円に、4,876億5,514万8,000円を、4,876億4,729万4,000円に改めます。以上を改める修正です。それらの理由について、以下、紹介させていただきます。

令和5年度9月補正予算中の、教育の充実と子育て支援の予算として計上されている学習支援プラットフォームの構築等の委託費について、補正予算を削除するものです。1人1台タブレットが始まった令和3年度からの活用状況や問題点について、関係者に広く聞き取り調査がされたとの報告はなく、また教員の働き方改革につながるとも言い難く、さらに、全国的な課題点を踏まえた十分な検証もできているとは言えません。そのような中で、拙速に進めることは、私たちは認めることができません。

以上、削除の提案理由です。

◎明神委員長 修正案は、ただいま提案されたとおりであります。

修正案提出者に対する質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

これより修正案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第1号議案「令和5年度高知県一般会計補正予算」に対するはた委員及び中根委員から提出された修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、修正案は賛成少数をもって、否決されました。

それでは、第1号議案「令和5年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり、可決することに決しました。

次に、第8号議案「県有財産(教学機器)の取得に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案「宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

◎明神委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは10日火曜日の委員会は休会とし、11日水曜日の午後1時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくをお願いします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(13時6分閉会)